

知って得

国民健康保険

「限度額適用認定証」「限度額適用・標準負担額減額認定証」の更新申請について

入院した場合は、医療機関の窓口で認定証を提示することにより、医療費支払いが自己負担限度額までとなり、さらに住民税非課税世帯の方は、食事代も減額されます。

すでに、認定証をお持ちの方は、7月31日が有効期限ですので、更新手続きをしてください。

○ 70 歳未満の方

- 限度額適用認定証（住民税課税世帯）
- 限度額適用・標準負担額減額認定証（住民税非課税世帯）

○ 70 歳以上の方（※住民税非課税世帯のみ申請ができます）

- 限度額適用・標準負担額減額認定証（住民税非課税世帯）
- 手続きに必要なもの
国民健康保険証、高齢受給者証（70 歳以上）、印かん
長期入院に該当の方は、過去 1 年間に 90 日を超える入院がわかるもの（領収書など）



問い合わせ先 役場保険課国保年金係 ☎ 286-3111 内線 122・123

国民年金

すべての方に「ねんきん特別便」が届きます

「ねんきん特別便」は、緑色の封筒で届けられますが、年金記録に「もれ」や「間違い」がなくても、すべての方が必ず回答することになっています。忘れずに必ず回答しましょう。

すべての受給者の方・・・平成 20 年 5 月末までに発送されています。

すべての現役加入者・・・平成 20 年 6 月下旬から社会保険庁より発送されており、10 月下旬までに発送が完了します。

※住所変更の手続きはお済みですか？

「ねんきん特別便」が確実に届けられるためには、正しい住所が必要です。

住所を変更された方は、忘れずに変更手続きをしてください。

※氏名が変更されていませんか？

平成 8 年以前に旧姓で年金に加入していた方は、特に注意して記録を確認してください。

ご質問やお問い合わせは

◆「ねんきん特別便専用ダイヤル」 ☎ 0 5 7 0 - 0 5 8 - 5 5 5

・月～金曜日 午前 9 時～午後 8 時

・第二土曜日 午前 9 時～午後 5 時 （ＩＰ電話・ＰＨＳからは ☎ 0 3 - 6 7 0 0 - 1 1 4 4 へ）

◆熊本東社会保険事務所 ☎ 3 6 7 - 8 1 4 4